

技能実習制度運用要領の一部改正について

令和3年8月1日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた技能実習制度運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ	改正箇所	現行	改正
1	表紙	編月	令和3年4月 出入国在留管理庁・厚生労働省 編	令和3年8月 出入国在留管理庁・厚生労働省 編
2	P72	第4章第2節第3技能実習の内容に関するもの【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特例措置】	【関係の省令の規定】 附 則 (技能実習の内容の特例) 第七条 入国後講習についての第十条第二項第七号ハの規定の適用については、令和3年七月三十一日までの間、同号ハ中「過去六月以内」とあるのは、「過去六月以内(機構が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合にあっては令和元年八月一日以降)」とする。 (中略) ○ (略)	【関係の省令の規定】 附 則 (技能実習の内容の特例) 第七条 入国後講習についての第十条第二項第七号ハの規定の適用については、令和4年七月三十一日までの間、同号ハ中「過去六月以内」とあるのは、「過去六月以内(機構が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合にあっては令和元年八月一日以降)」とする。 (中略) ○ (略)

			①「過去6月以内」の特例について 入国前講習の要件のうち「過去6月以内」に実施することについて、機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合(※)には、令和元年8月1日以降に技能実習生が受講する講習が入国前講習として認められます。 ※ 技能実習計画認定申請書において、本邦入国前の講習が過去6か月以内に行われていない場合にあっては、当該講習が令和元年8月1日以降に行われていること及びその理由について新型コロナウイルス感染症による入国制限によるものであることを機構が申請者に確認します。	①「過去6月以内」の特例について 入国前講習の要件のうち「過去6月以内」に実施することについて、機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合(※)には、令和元年8月1日以降に技能実習生が受講する講習が入国前講習として認められます。 ※ 技能実習計画認定申請書において、本邦入国前の講習が過去6か月以内に行われていない場合にあっては、当該講習が令和元年8月1日以降に行われていること及びその理由について新型コロナウイルス感染症による入国制限によるものであることを機構が申請者に確認します。 ※ 本件特例措置は、令和3年7月の改正において1年間延長を行った(期限：令和4年7月31日)。
3	P73	第4章第2節第3技能実習の内容に関するもの【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特例措置】	【確認対象の書類】 (略) 【留意事項】 ・ ①の特例措置は、令和3年2月26日から令和3年7月31日までの間に申請された技能実習計画について適用されます。 ・ (略) ・ (略) ・ (略)	【確認対象の書類】 (略) 【留意事項】 ・ ①の特例措置は、令和3年2月26日から令和4年7月31日までの間に申請された技能実習計画について適用されます。 ・ (略) ・ (略) ・ (略)

4	P107	第4章第2節第11 優良な実習実施者に関するもの 配点表	<table><tr><td></td><td>項目</td><td>配点</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">③ 技能実習生の待遇</td><td>I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較</td><td>・115%以上 : 5点 ・105%以上 115%未満 : 3点</td></tr><tr><td>II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率</td><td>・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		項目	配点	(略)	(略)	(略)	③ 技能実習生の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上 : 5点 ・105%以上 115%未満 : 3点	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td></td><td>項目</td><td>配点</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">③ 技能実習生の待遇</td><td>I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較</td><td>・115%以上 : 5点 ・105%以上 115%未満 : 3点</td></tr><tr><td>II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率</td><td>・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点</td></tr><tr><td>III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組</td><td>・有 : 5点</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		項目	配点	(略)	(略)	(略)	③ 技能実習生の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上 : 5点 ・105%以上 115%未満 : 3点	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点	III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組	・有 : 5点	(略)	(略)	(略)
	項目	配点																																		
(略)	(略)	(略)																																		
③ 技能実習生の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上 : 5点 ・105%以上 115%未満 : 3点																																		
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点																																		
	(新設)	(新設)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
	項目	配点																																		
(略)	(略)	(略)																																		
③ 技能実習生の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上 : 5点 ・105%以上 115%未満 : 3点																																		
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点																																		
	III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組	・有 : 5点																																		
(略)	(略)	(略)																																		
5	P113	第4章第2節第11 (3) 技能実習生の待遇に関するもの	(3) 技能実習生の待遇に関するもの ○ (略) ○ (略) (新設)	(3) 技能実習生の待遇に関するもの ○ (略) ○ (略) ○ 「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」については、次の①及び②のいずれにも又は③に該当する宿泊施設を確保した上で、受け入れている全ての技能実習生に個室を確保している場合に加点の対象となります。なお、個室化を図る上で、技能実習生が意に反して転居することや同意がないままに居住費の負担が増すことは認められません。 ① 本人のみが利用する個室(4.5 m²以上)を確保し、当該個室が「寝室」(詳細は第4章第2節第 10(2)④)の要件を満たすものであること。																																

				※ リビング、ダイニング、バス、トイレ等を共有する住居に複数人が居住する場合は、これら以外の居室を本人のみが利用できる（例：3LDKであればリビング、ダイニングを除く3部屋に1名ずつが居住する）居室が確保されていることが必要。 ② 技能実習責任者の責任の下、感染症予防対策を徹底していること。 ※ 毎日の検温（記録を含む。）、アルコール消毒液の設置、ダイニングにアクリル板やビニールカーテンの設置など ③ 技能実習生が自らの意思で住居を選び、自ら貸主と賃貸借契約を締結している場合であって、当該住居が上記①及び②のいずれにも該当するときは、実習実施者が賃料の20%以上の住宅手当の支給など経済的な補助を行っていること。
6	P114	第4章第2節第11 (3) 技能実習生の待遇に関するもの	【確認対象の書類】 ・ 優良要件適合申告書(参考様式第1-24号) (新設)	【確認対象の書類】 ・ 優良要件適合申告書(参考様式第1-24号) ・ 在籍する全ての技能実習生について個室が確保されていることを明らかにする資料(これまでの技能実習計画認定申請時に提出した「雇用契約書及び雇用条件書」や宿泊施設の見取り図など(本申請に併せて行われる技能実習計画の認定に係る申請書類を除く。)) * 今次申請を行う技能実習計画以外に既に在籍する技能実習生がいる場合

7	P220	第5章第2節第7 優良な監理団体に 関するもの 配点表	<table><tr><td></td><td>項目</td><td>配点</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">④相談・ 支援体制</td><td>I (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>II (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>III (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		項目	配点	(略)	(略)	(略)	④相談・ 支援体制	I (略)	(略)	II (略)	(略)	III (略)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td></td><td>項目</td><td>配点</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">④相談・ 支援体制</td><td>I (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>II (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>III (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>IV 技能実習生の住環境 の向上に向けた取組 (i) 入国後講習時の宿 泊施設 (ii) 実習時の宿泊施設</td><td>(旧配点) ・有：i 2点／ii 2 点 (新配点) ・有：i 5点／ii 5点</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		項目	配点	(略)	(略)	(略)	④相談・ 支援体制	I (略)	(略)	II (略)	(略)	III (略)	(略)	IV 技能実習生の住環境 の向上に向けた取組 (i) 入国後講習時の宿 泊施設 (ii) 実習時の宿泊施設	(旧配点) ・有：i 2点／ii 2 点 (新配点) ・有：i 5点／ii 5点	(略)	(略)	(略)
	項目	配点																																						
(略)	(略)	(略)																																						
④相談・ 支援体制	I (略)	(略)																																						
	II (略)	(略)																																						
	III (略)	(略)																																						
	(新設)	(新設)																																						
(略)	(略)	(略)																																						
	項目	配点																																						
(略)	(略)	(略)																																						
④相談・ 支援体制	I (略)	(略)																																						
	II (略)	(略)																																						
	III (略)	(略)																																						
	IV 技能実習生の住環境 の向上に向けた取組 (i) 入国後講習時の宿 泊施設 (ii) 実習時の宿泊施設	(旧配点) ・有：i 2点／ii 2 点 (新配点) ・有：i 5点／ii 5点																																						
(略)	(略)	(略)																																						
8	P225	第5章第2節第7(4) 相談・支援 体制に關するもの	(4) 相談支援体制に関するもの ○ (略) ○ (略) ○ (略) (新設)	(4) 相談・支援体制に関するもの ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」については、入国後講習時及び実習時の宿泊施設の確保に関し、次の取組を行っている場合をいいます。 ① 次のいずれにも該当する入国後講習時の宿泊施設を確保した上で、受け入れる全ての技能実習生に個室を確保する場合に加点の対象となります。 ア 本人のみが利用する個室(4.5 m ² 以上)を確保し、当該個室が「寝室」(詳細は第4章第2節第 10(2)④)の要件を満たすものであること。																																				

				※ リビング、ダイニング、バス、トイレ等を共有する寮に居住する場合は、本人のみが利用できる居室が確保されていることが必要。また、入国後講習時の宿泊施設として、実習実施者が確保した宿泊施設を使用(例：監理団体が確保した寮に居住せずに実習実施者の宿泊施設から入国後講習施設に通勤)する場合には、技能実習生を受け入れる全ての実習実施者について、優良な実習実施者の要件(技能実習生の住環境の向上に向けた取組)を満たすものであることが必要。 イ 監理責任者の責任の下、感染症予防対策を徹底していること。 ※ 毎日の検温(記録を含む。)、アルコール消毒液の設置、ダイニングにアクリル板やビニールカーテンの設置など。 ② 実習時の宿泊施設に関し、実習実施者等に対し、次のいずれかの支援を行い、当該実習実施者が優良な実習実施者の要件の中「③技能実習生の待遇(Ⅲ技能実習生の住環境の向上に向けた取組)」の加点対象となった場合に限り、加点の対象となります。 ア 監理団体が確保している物件(本人のみが利用する個室(上記①アに同じ。)が確保されているものに限る。)を技能実習生の実習中の宿泊施設として実習実施者又は技能実習生に貸与していること。 イ 本人のみが利用する個室の確保ができる借上物件を探している実習実施者又は技能実習生の相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介すること(実際に借上げに至った場合に限る。) ウ 技能実習生が自らの意思で住居(本人のみが利用する個室が確保されているものに限る。)を選び、自ら貸主と賃貸借契約を締結する場合に連帯保証人となる又は家賃債務保証業者を確保すること。
--	--	--	--	---

9	P226	第5章第2節第7(4)相談・支援体制に関するもの	【留意事項】 ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号) ・ 実習先変更支援サイトの登録画面の写し ・ 優良要件適合申告書・別紙4(参考様式第2-14号別紙4) ※ (略) (新設)	【留意事項】 ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号) ・ 実習先変更支援サイトの登録画面の写し ・ 優良要件適合申告書・別紙4(参考様式第2-14号別紙4) ※ (略) ・ 入国後講習時の宿泊施設が加点対象となることを明らかにする資料(見取り図や施設のパフレットなど) *「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」の①を加点対象として申告する場合 ・ 実習実施者に貸与している物件、相談・紹介により借上げに至った宿泊施設が加点対象となること又は連帯保証人や家賃債務保証業者を確保したことを明らかにする資料(宿泊施設の見取り図、賃貸借契約書など) *「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」の②を加点対象として申告する場合 ※少なくとも一つの実習実施者において受け入れている全ての技能実習生の宿泊施設に関する資料が必要です。
---	------	--------------------------	--	--

10	P251	第5章第5節 監理費（技能実習法第28条） ○8つ目後の表中	【留意事項】 ○ 監理費の徴収時点について（略） ○ 監理費の料金表の設定について（略） ○ 監理費が実費であることについて 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類においても、規則第39条において実費に限る旨の規定がされているため、それぞれについて、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意する必要があります。 ○（略）				【留意事項】 ○ 監理費の徴収時点について（略） ○ 監理費の料金表の設定について（略） ○ 監理費が実費であることについて 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類においても、規則第37条において実費に限る旨の規定がされているため、それぞれについて、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意する必要があります。 ○（略）																																			
11	P301	第7章第1節 指導及び助言等（技能実習法第50条）	<table><tr><td>対応言語</td><td>対応日時</td><td>電話番号 ※時間外は留守 番電話で受付</td><td>母国語 相談サ イトURL</td></tr><tr><td>ベトナム語</td><td>月～金、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～17:00)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中国語</td><td>月、水、金、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～17:00)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>インドネシア語</td><td>火、木 11:00～19:00</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>				対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守 番電話で受付	母国語 相談サ イトURL	ベトナム語	月～金、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～17:00)	(略)	(略)	中国語	月、水、金、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～17:00)	(略)	(略)	インドネシア語	火、木 11:00～19:00	(略)	(略)	<table><tr><td>対応言語</td><td>対応日時</td><td>電話番号 ※時間外は留守 番電話で受付</td><td>母国語 相談サ イトURL</td></tr><tr><td>ベトナム語</td><td>月～金、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中国語</td><td>月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>インドネシア語</td><td>火、木 11:00～19:00</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>				対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守 番電話で受付	母国語 相談サ イトURL	ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)	(略)	(略)	中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)	(略)	(略)	インドネシア語	火、木 11:00～19:00	(略)	(略)
対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守 番電話で受付	母国語 相談サ イトURL																																							
ベトナム語	月～金、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～17:00)	(略)	(略)																																							
中国語	月、水、金、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～17:00)	(略)	(略)																																							
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	(略)	(略)																																							
対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守 番電話で受付	母国語 相談サ イトURL																																							
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)	(略)	(略)																																							
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)	(略)	(略)																																							
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	(略)	(略)																																							

			<table><tr><td>フィリピン語</td><td>火、土 11:00～19:00</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>英語</td><td>火、土 11:00～19:00</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>タイ語</td><td>木、土 11:00～19:00</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>カンボジア語</td><td>木 11:00～19:00</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>ミャンマー語</td><td>金 11:00～19:00</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>					フィリピン語	火、土 11:00～19:00	(略)	(略)	英語	火、土 11:00～19:00	(略)	(略)	タイ語	木、土 11:00～19:00	(略)	(略)	カンボジア語	木 11:00～19:00	(略)	(略)	ミャンマー語	金 11:00～19:00	(略)	(略)	<table><tr><td>フィリピン語</td><td>火、木、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>英語</td><td>火、木、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>タイ語</td><td>木、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～17:00)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>カンボジア語</td><td>木 11:00～19:00</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>ミャンマー語</td><td>火 11:00～19:00</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>					フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)	(略)	(略)	英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)	(略)	(略)	タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～17:00)	(略)	(略)	カンボジア語	木 11:00～19:00	(略)	(略)	ミャンマー語	火 11:00～19:00	(略)	(略)
フィリピン語	火、土 11:00～19:00	(略)	(略)																																																	
英語	火、土 11:00～19:00	(略)	(略)																																																	
タイ語	木、土 11:00～19:00	(略)	(略)																																																	
カンボジア語	木 11:00～19:00	(略)	(略)																																																	
ミャンマー語	金 11:00～19:00	(略)	(略)																																																	
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)	(略)	(略)																																																	
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～17:00)	(略)	(略)																																																	
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～17:00)	(略)	(略)																																																	
カンボジア語	木 11:00～19:00	(略)	(略)																																																	
ミャンマー語	火 11:00～19:00	(略)	(略)																																																	
12		別紙②—1 技能実習 計画認定 申請に係る 提出書類 一覧・確認 表(企業単 独型)	○入国前講習を実施する場合					○入国前講習を実施する場合																																												
			54	入国前講習 が過去6月 以内に行わ れていない 理由を記載 した書類(特 例)	様式 自由	◎	×	(略) ※(中略) 本特例措置は、 改正省令の施行 日から令和3年7 月31日までの間 になされた技能実 習計画の認定の 申請について適 用されます。また、改正省令の施	有	無																																										
			54	入国前講習 が過去6月 以内に行わ れていない 理由を記載 した書類(特 例)	様式 自由	◎	×	(略) ※(中略) 本特例措置は、 改正省令の施行 日から令和4年7 月31日までの間 になされた技能実 習計画の認定の 申請について適 用されます。また、改正省令の施	有	無																																										

[illegible]

14

参考様式
第 1 - 24
号(規則第
8 条第 24
号関係)

項目	点数	内容
3 技能実習生の待遇	I	(略)
	点	
	II	(略)
点		
(新設)	(新設)	(新設)

項目	点数	内容
3 技能実習生の待遇	I	(略)
	点	
	II	(略)
点		
III		① 受け入れている全ての技能実習生の 宿泊施設について、本人のみが利用 する個室(※)を確保した上で、技能 実習責任者の責任の下、感染予防対 策の徹底を行っていること ※4.5 ㎡以上あり、運用要領上の「寝 室」の要件を満たすものであって、リ ビング等の共用部分を除く居室であ るものに限る。 (概要) ☐ これにより技能実習生に新たな金 銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付す こと。
点		

			<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table>						(新設)	(新設)	(新設)	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td> ② 技能実習生が自らの意思で住居（①における個室が確保されているものに限る。）を選び、自ら賃貸借契約を締結している場合は、技能実習生に対して経済的な補助（賃料の 20%以上の住宅手当の支給等）を行った上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること (概要) ☐ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。 </td></tr><tr><td></td><td>小計</td><td>点</td><td> [小計の計上方法] 「3 技能実習生の待遇」の項目で加点できる最大点数は、10 点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅲ」までの各欄の合計が 10 点を超える場合であっても、10 点と記入すること。 </td></tr></table>				② 技能実習生が自らの意思で住居（①における個室が確保されているものに限る。）を選び、自ら賃貸借契約を締結している場合は、技能実習生に対して経済的な補助（賃料の 20%以上の住宅手当の支給等）を行った上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること (概要) ☐ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。		小計	点	[小計の計上方法] 「3 技能実習生の待遇」の項目で加点できる最大点数は、10 点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅲ」までの各欄の合計が 10 点を超える場合であっても、10 点と記入すること。							
	(新設)	(新設)	(新設)																								
			② 技能実習生が自らの意思で住居（①における個室が確保されているものに限る。）を選び、自ら賃貸借契約を締結している場合は、技能実習生に対して経済的な補助（賃料の 20%以上の住宅手当の支給等）を行った上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること (概要) ☐ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。																								
	小計	点	[小計の計上方法] 「3 技能実習生の待遇」の項目で加点できる最大点数は、10 点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅲ」までの各欄の合計が 10 点を超える場合であっても、10 点と記入すること。																								
15	参考様式第 2－14 号(規則第 27 条第 1 項第 13 号関係)	<table><tr><td colspan="2">項目</td><td>点数</td><td>内容</td></tr><tr><td rowspan="2">4 相談・支援体</td><td>Ⅰ</td><td>点</td><td>(略)</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>点</td><td>(略)</td></tr></table>	項目		点数	内容	4 相談・支援体	Ⅰ	点	(略)	Ⅱ	点	(略)	<table><tr><td colspan="2">項目</td><td>点数</td><td colspan="2">内容</td></tr><tr><td rowspan="2">4 相談・支援体</td><td>Ⅰ</td><td rowspan="2"></td><td>点</td><td>(略)</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>点</td><td>(略)</td></tr></table>	項目		点数	内容		4 相談・支援体	Ⅰ		点	(略)	Ⅱ	点	(略)
項目		点数	内容																								
4 相談・支援体	Ⅰ	点	(略)																								
	Ⅱ	点	(略)																								
項目		点数	内容																								
4 相談・支援体	Ⅰ		点	(略)																							
	Ⅱ		点	(略)																							

			制	Ⅲ	点	(略)	制	Ⅲ		点	(略)
						Ⅳ					(新設)
					(新設)			(新設)	点	② 実習時の宿泊施設に関し、実習実施者に対して、次のAからCまでのいずれかの支援を実施していること (該当するものにチェックマークを付すこと。) ※この場合、当該支援を行ったことにより、優良な実習実施者の要件のうち「③技能実習生の待遇 (Ⅲ技能実習生の住環境の向上に向けた取組)」の加点対象となった実習実施者名を記入すること。 実習実施者名 () ☐ A 監理団体が確保している物件 (本人のみが利用する個室 (※) が確保されているものに限る。) を技能実習生の実習中の宿泊施設	

[illegible]

			(略) (略) (略)		(略) (略) (略) (略)
			(注意) 1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。 2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「－5点」等と記載すること。 3 「4相談・支援体制」の項目の「Ⅱ」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。 4 旧加点表と新加点表のいずれを適用するか、下記※に記載のいずれかを選択すること。 (新設)		(注意) 1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。 2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「－5点」等と記載すること。 3 「4相談・支援体制」の項目の「Ⅱ」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。 4 旧加点表と新加点表のいずれを適用するか、下記※に記載のいずれかを選択すること。 5 加点する項目に応じ、立証資料の提出を依頼する場合があります。